ば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01477
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01723

BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01435
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01710

BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01688

BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01495
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01649

BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01520
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01646

BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.01521
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01634

BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成

ば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債及び平成21年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BK_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01478
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01724

BK_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01436
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01712

BK_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.01443
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01691

BK_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.01497
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01652

BK_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.01522
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01651

BK_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0149
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

BK_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0158

BK_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0138
　　イ　平成28年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0161

BL_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成